

佐治ふるさと祭り実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐治ふるさと祭り実行委員会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業振興事業の健全なる進展を目的に組織されている佐治ふるさと祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の農業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、実行委員会の運営に要する経費（食糧費にかかる経費を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。